

和歌山県地域福祉推進計画（案）に対する意見募集結果及び県の考え方について

項目		ご意見の概要	県の考え方
全般		さまざまな人に理解してもらえよう、ふりがなや視覚障害者への音声対応、用語解説などをお願いしたい。	視覚障害のある方への音声対応（音声コードの添付）や用語解説を掲載するとともに、概要版には、ふりがなも付し、広く県民の方々に理解していただけるよう作成します。
		「要援護者」を「要配慮者」に変更してはどうか。（災害対策基本法において、「要配慮者」という言葉が使われている。）	災害対策基本法における「要配慮者」は、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する方をいいますが、当計画では、「配慮」だけではなく、「支援」を必要としている住民を「要援護者」と定義していますので、原案どおりとします。
巻頭	「地域福祉とは」	「お互いさま」を「困ったときはお互いさま」、「地域に暮らす支援を必要とする人」を「地域で暮らし、支援を必要とする人」に変更した方がわかりやすい。	「困ったときはお互いさま」に修正しました。 なお、「地域で暮らし…」については、原案どおりとします。
第2章 地域を取り巻く環境	1 本格的な少子高齢社会の到来	「合計特殊出生率の推移」に関し、親の就労、特に女性の非正規雇用への取組を強化しなければ、出生率に変化は表れない。親の就労対策が記されていない。	本計画は、地域での支え合い活動の推進を目的としており、具体的な事業については、子どもや高齢者、障害者等の個別の計画に基づき、それぞれの分野の所管課で取り組んでいます。
	5 多様化する地域福祉の担い手	県内ボランティア登録者数が2013(平成25)年3月現在の古いデータになっている。	データについては、当該案の作成時点で把握したものです。最新のデータに修正しました。
第4章 支え合いネットワークの構築推進	2 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割	「キ 学校関係者等」の中に、PTAは記さないのか。（PTA活動が子どもの将来を大きく変えたという事例もある。）	「学校関係者等」には、PTAの活動を含んでいます。
第5章 支え合い活動の推進	全般	障害者の活動の支援等が記されていないのはなぜか。	「支え合い活動の推進」については、障害の有無にかかわらず、すべての人の活動を対象としますので、障害のある人の活動も当然含まれます。
	1 人権を尊重した地域福祉の推進	「さまざまな人権問題の解決に向けた取組を推進する」について、非識字者の問題が全く記されていない。生きていくための大前提である「よみかき」は重要であり、現在も非識字者が多く存在している。 各市町村で計画を策定する際に、県の計画が大きな役割を果たすことを考慮し、非識字者の存在を明記することで、県民全体で取り組むことが必要ではないか。	地域福祉を推進していくためには、非識字者の方々も含め、様々な課題のある住民に対し、誰もが排除されることなく、一人ひとりの人権を尊重しつつ、お互いに理解し支え合っていくことが重要であるとの認識のもと、県人権施策基本方針に基づき、第5章「1 人権を尊重した地域福祉の推進」や第6章「(3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定」を掲載していますので、原案どおりとします。
		(2) 人権教育・啓発の推進 「生起している」を「起きている」に変更した方がわかりやすい。	「起きている」に修正しました。

項目	ご意見の概要	県の考え方
第5章 支え合い活動の推進 2 「支え合い」促進のための体制づくり	(3) 高齢者による地域助け合い活動の促進 「元気な高齢者の有償ボランティア」とあるが、この箇所だけ「有償」と入っているのはなぜか。	県が促進する「高齢者による地域助け合い活動」の一つとして、平成26年度から実施している「わかやまシニアのちから活用推進事業」（元気高齢者による有償ボランティア活動を推進する事業）を例示しているものです。
	(4) 子育て支援を通じた支え合い活動の促進 親の就労支援及び保育内容の整備・充実（休日保育、早朝・延長保育、病児保育、保健師の配置等）について記すべき。	本計画は、地域での支え合い活動の推進を目的としており、具体的な事業については、子どもや高齢者、障害者等の個別の計画に基づき、それぞれの分野の所管課で取り組んでいます。
	(15) 保健・医療・介護・福祉等の連携 「障害児者に対する各種指導助言や療育相談…」とあるが、障害者は守られる存在ではなく、人権を尊重される存在である。計画に、障害者の自立支援の項目が記されていない。	本計画は、地域での支え合い活動の推進を目的としており、具体的な事業については、子どもや高齢者、障害者等の個別の計画に基づき、それぞれの分野の所管課で取り組んでいます。 なお、第3章「計画の基本方向」において、障害のある人を含め、誰もが人権を尊重され、安心して自分らしい生活を送ることができる「支え合いのふるさとづくり」を推進する旨掲載しています。
3 地域福祉施策の推進	(3) 生活困窮者の自立支援の推進 「エ 低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進」に、さまざまな世帯への貸付や経済的自立の推進が記されているが、子育て世帯の生活設計への支援が記されていない。	「低所得者世帯等」には、様々な世帯があり、子育て世帯も含まれています。
4 地域福祉を支える人材の育成・確保と資質の向上	(1) 福祉教育・啓発の推進 「子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し…」とあるが、子ども会のことが記されていない。	「子どもたちの多様な体験活動や交流」には、子ども会の活動も含まれます。
	(4) 福祉人材の資質の向上・定着の促進 「資質の向上」の「資質」は、持って生まれたものだから向上は難しいので、「質の向上」に変更した方がよい。	「資質」については、「将来すぐれた能力が発揮されるもとなる性質や能力」という意味があり、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第108条においても、地域福祉支援計画に盛り込むべき事項として、「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」と規定されていますので、原案どおりとします。
5 社会福祉事業の健全な発達のための基盤整備	(4) 経営指導・支援の充実 「処遇の向上」を「サービスの向上」に変更した方がわかりやすい。	同項目内で文言の整合性を図るため、「福祉サービスの質の向上」で統一しました。
6 防災対策の推進	(3) 避難行動要支援者への支援体制強化 「東日本大震災において、65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占めたという事実等を教訓とし…」とあるが、支援が必要なのは高齢者だけではない。親の就労で夜に子どもだけになる家庭やひとり親家庭など、幅広い支援体制が必要。	「高齢者の死者数が約6割を占めたという事実等を教訓とし…」という例は、避難行動要支援者の支援体制の整備の必要性の例示であり、「避難行動要支援者＝高齢者」とは限っていません。 災害対策基本法で、避難行動要支援者は、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と規定されています。支援の対象は、様々なケースが考えられますが、その具体的な要件は、各市町村で設定しています。

項 目	ご意見の概要	県の考え方
第6章 市町村 地域福祉計画の 策定支援（ガイ ドライン）	1 計画策定の基 本的留意事項 (3) 人権を尊重した地域福祉計画の策定 「同和問題、障害のある人、高齢者、子ども、女性等のあらゆる 人権問題」を「同和問題や障害のある人・高齢者・子ども・女性 等に対する人権侵害等、あらゆる人権問題」に変更した方がわか りやすい。	「女性や子ども、高齢者、障害のある人等に対する人権侵害や同和問題等、さま ざまな人権問題」に変更しました。（第5章の表現に統一）